

公 告

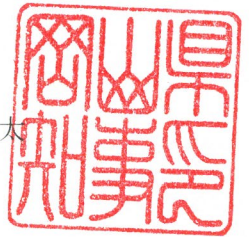
県営土地改良事業変更計画の概要の縦覧

県営（経営体育成基盤整備 斎富・南方地区）土地改良事業計画を変更するにあたり、土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第4項により赤磐市長と協議をしたいので、同法第88条第6項で準用する同法第87条の2第8項の規定により、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該土地改良事業の変更計画の概要に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、知事に意見書を提出することができる。

令和8年4月23日

岡山県知事 伊原木 隆太



1. 縦覧に供する書類の名称

県営土地改良事業（経営体育成基盤整備 斎富・南方地区）変更計画概要書

2. 縦覧期間

令和8年4月23日から同年5月14日まで

3. 縦覧の場所

赤磐市役所

4. 意見書の提出の方法

郵送又は持参すること。なお、郵送の場合は、縦覧期間満了の日までの消印があるものまで受け付ける。

提出先 〒700-8604 岡山市北区弓之町6-1

備前県民局農林水産事業部農地農村計画課